富津市国民健康保険からのお知らせです！

健康保険が変わった方は注意しましょう！

国保の資格喪失後に、国保の被保険者証でお医者さんにかかった場合、医療費を返還していただきます！

他の健康保険に加入したにもかかわらず、国保脱退の届出をしなかったために、国保の被保険者証が手元にあり、うっかりそれを使って医療を受けてしまうことがあります。

その場合は、国保が負担した医療費を返還していただきます。

保険が変わったら必ず国民健康保険課に届出をしましょう。また、さかのぼって他の市区町村の国保加入資格を得た場合も同様の取扱いとなります。

対象期間延長　国民健康保険・後期高齢者医療の傷病手当金

国民健康保険または後期高齢者医療の加入者で給与などの支払いを受けている方が、新型コロナウイルス感染症に感染し、または発熱などの症状により感染の疑いがあるため、会社などを休み、事業主から給与の支払いが受けられない場合に傷病手当金を支給します。

なお、支給対象となる日ごとにその翌日から2年を経過したときは、時効により申請できなくなりますのでご注意ください。

対象期間　令和2年1月1日から令和5年5月7日　※5月7日まで延長しました。

問合せ先　国民健康保険加入者は国民健康保険課　☎0439-80-1271
後期高齢者医療加入者は千葉県後期高齢者医療広域連合　☎043-216-5013

出産育児一時金の支給額を８万円引き上げます

令和5年4月1日以降の出産について、子育て世帯の経済的負担を軽減するために、出産育児一時金の支給額を8万円引き上げます。これにより、支給額は50万円となります。

出産育児一時金は、被保険者が出産したとき、原則として国民健康保険から医療機関に直接支払われます（直接支払制度）。

直接支払制度を利用しないで出産費用を支払った場合は申請により出産育児一時金を支給します。

詳細については富津市国民健康保険課（0439-80-1271）までお問合せください。

令和5年度から国民健康保険税の税率（額）が変わります

国民健康保険の加入者の高齢化や医療の高度化による医療費の増加などにより、国民健康保険事業の運営が厳しい状況です。これまでは国民健康保険基金を活用しながら、現行保険税率（額）を維持してきましたが、安定した国民健康保険事業の運営を行うため、千葉県の示す標準保険料率等を参考に令和5年度から保険税率（額）を次の表のとおり改定します。

国民健康保険税の課税区分		令和4年度（前年度）まで	令和5年度（今年度）から	比較
基礎分（医療分）	所得割額	6.60%	6.90%	0.30%
	均等割額	36,000円	39,000円	3,000円
後期高齢者支援金分	所得割額	2.20%	2.40%	0.20%
	均等割額	8,000円	13,000円	5,000円
介護納付金分（40歳以上65歳未満）	所得割額	2.00%	2.40%	0.40%
	均等割額	8,000円	14,000円	6,000円

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。
VEGETABLE OIL INK

禁無断転載 ⓒ東京法規出版

国保だより

第169号
令和5年4月6日発行

発　行	富津市役所 市民部 国民健康保険課　電話0439-80-1271・1254
国保加入状況　［令和5年3月1日現在］	6,425世帯／9,654人

こんなときは忘れずに届出をお願いします

世帯主又は世帯員が国保の加入・脱退をする場合、**14日以内**に国保担当窓口へ届出をしてください。

こんなとき		届出に必要なもの
国保に加入するとき	ほかの市区町村から転入してきたとき	●転出証明書 ※70歳以上75歳未満の方は負担区分等証明書（前住所地で発行したもの）
	職場の健康保険をやめたとき	●職場の健康保険の資格喪失証明書又は退職証明書
	職場の健康保険の被扶養者からはずれたとき	●被扶養者でなくなった証明書
	子供が生まれたとき	●母子健康手帳
	生活保護を受けなくなったとき	●保護廃止決定通知書
	外国籍の方が加入するとき	●在留カード
国保を脱退するとき	ほかの市区町村へ転出するとき	●被保険者証
	職場の健康保険に加入したとき／職場の健康保険の被扶養者になったとき	●国保と職場の健康保険の両方の被保険者証（後者が未交付の場合は加入したことを証明するもの）
	死亡したとき	●亡くなった方の被保険者証
	生活保護を受けるようになったとき	●被保険者証 ●保護開始決定通知書
被保険者証の内容の変更	住所・世帯主・氏名・世帯などが変わったとき	●被保険者証
その他	被保険者証を紛失したとき	
	修学のため子供が親元を離れ、市外に転出するとき	●被保険者証（転出先の住所に変更したい場合） ●在学証明書 ●転出先の住所の証明になるもの

※届出には世帯主及び対象者の個人番号（マイナンバー）の記入が必要です。
マイナンバーカード又はマイナンバーのわかる書類と本人確認書類（運転免許証等）をお持ちください。同一世帯員以外の方が届出をする場合は世帯主からの委任状と委任された方の本人確認書類が必要となります。

※被保険者証の窓口交付には本人確認書類が必要となります。
また、転入による加入の場合は、本人確認書類の有無にかかわらず郵送させていただきます。

令和5年度 国民健康保険特定健康診査のお知らせ

国が定めた年に一度の健康診査です。必ずお受けください。

- 40～74歳の国民健康保険加入者は集団健診又は個別健診のどちらかを選んで受診をしてください。
- 健診受診には受診券が必要です。受診券は5月上旬に対象の方に個人発送します。
- 令和5年度内に短期人間ドック費用助成と特定健康診査の両方は受けられません。

※高血圧で服薬している方は、健診日も服用してください。

健診受診料 500円
※市県民税非課税世帯及び70歳以上の方は無料

集団健診（市役所、市民会館などの会場で行う健診）

- 集団健診では尿検査の項目に推算塩分摂取量検査を追加します。また、今年度から全ての方を対象に心電図検査を実施します。

集団健診日程

富津公民館	5/23(火)	セット健診(※)のみ13:30～15:00
富津市役所	6/ 1(木)	9:00～11:00／13:30～15:00
	6/ 2(金)	9:00～11:00／13:30～15:00
	6/ 5(月)	9:00～11:00／13:30～15:00
	6/ 6(火)	9:00～11:00／13:30～15:00
	6/19(月)	9:00～11:00／13:30～15:00
市民会館	6/21(水)	9:00～11:00／13:30～15:00
富津市役所	7/21(金)	9:00～11:00／13:30～15:00
	7/24(月)	9:00～11:00／13:30～15:00
富津市役所	8/ 6(日)	9:00～11:00／13:30～15:00
	8/ 7(月)	9:00～11:00／13:30～15:00
	9/ 3(日)	9:00～11:00／13:30～15:00
市民会館	9/15(金)	9:00～11:00／13:30～15:00
富津市役所	11/ 5(日)	9:00～11:00／13:30～15:00
	11/ 8(水)	9:00～11:00／13:30～15:00
	11/ 9(木)	9:00～11:00／13:30～15:00

※セット健診
男性 特定健診＋結核･肺がん検診
女性 特定健診＋結核･肺がん検診＋乳がん検診（マンモグラフィ）
18歳～39歳の方 若年健診＋結核･肺がん検診

- 上の表に記載した日には、若年健康診査（18歳～39歳の市民が対象）及び結核・肺がん検診（18歳以上の市民が対象）を実施しています。
- 5月23日は午後のみでセット健診を完全予約制で実施します。

予約方法
- 午前は完全予約制、午後は予約者優先で、当日受付の方も対象に実施します。なお、当日受付の方は、予約状況によりお待ちいただく場合がありますのでご了承ください。
- Webで24時間予約できるようになりました。以下の「集団健診の予約について」をご覧ください。

集団健診の予約について

- 集団健診の予約が24時間Webでできるようになりましたのでご利用ください。なお、Web予約については、予約開始日から公開となりますのでご注意ください。
- 予約には特定健康診査受診券に記載されている『受診券整理番号』が必要ですのでご用意ください。
- ハガキ等による決定通知はありません。
- 定員になり次第、順次締め切ります。
- 不測の事態等により、延期や中止となる場合があります。

Web予約

パソコン、スマートフォンをお持ちの方はこちらから

予約時期

5月～9月の健診	11月の健診
5月1日～健診日の3日前まで	9月1日～健診日の3日前まで

QRコードもしくは市のホームページから申込ください。

5月～9月の健診 5月1日スタート

11月の健診 9月1日スタート

QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です

電話予約

インターネット環境・メールアドレスがない方はこちらから

予約時期

5月～9月の健診	11月の健診
5月8日～健診日の前日まで	9月8日～健診日の前日まで

予約直通電話

☎0439-80-1269

平日　8:30～15:00

土日祝日は受付できません

個別健診（医療機関での健診）

健診期間 5月8日（月）～9月30日（土）

場所 富津市、君津市、木更津市、袖ケ浦市の健診協力医療機関にて実施。
受診日、時間等は医療機関に直接お問合せください。

- 個別健診での心電図検査は一定の条件に該当した方のみが対象です。

国民健康保険特定健康診査の留意事項

- 通院治療中の方も特定健康診査の対象です。
- 国民健康保険の助成を受けずに受診した人間ドック、会社での健診、JA健診等、他の健診を受けている国民健康保険加入の方は、健診結果の提供にご協力ください。
- 国民健康保険以外の健康保険加入者は、加入している健康保険組合等が行う健診を受診します。加入している健康保険組合等にお問合せください。

令和5年度 後期高齢者健康診査のお知らせ（医療機関での健診）

対象者	令和5年8月末までに75歳以上になっている方及び65歳から74歳までの一定の障がいがあると千葉県後期高齢者医療広域連合に認められた方	令和5年9月から12月までに75歳になる方
健診期間	9月1日(金)～11月30日(木)	令和6年2月1日(木)～29日(木)
受診券発送	令和5年8月下旬	令和6年1月下旬

国民健康保険短期人間ドック費用助成申込について

●助成要件

- 申込時に到来している納期分までの国民健康保険税を完納している世帯に属していること
- 年齢が受診日において20歳以上75歳未満であること（75歳以上の方は後期高齢者医療制度で助成が受けられます。）
- 受診日の属する年度において、市が行う特定健康診査を受診していないこと及び受診する予定がないこと
- 受診日の属する年度において、短期人間ドック費用の助成を受けていないこと
- 現在治療中の疾病等について、短期人間ドックを受診することに支障がないこと
- 妊娠中でないこと
- 医療機関が短期人間ドックの結果報告を市に提出すること及び助成金を代理受領することについて承諾していること

●ドック受診までの流れ

①下記医療機関で短期人間ドックの予約をします。
②受診日の2週間前までに助成の申込をします。
③市から助成決定通知書と質問票が郵送で届くので、通知書と回答を記入した質問票を持って、短期人間ドックを受診します。

●助成額

- 医療機関で受ける短期人間ドック費用の7割（1,000円未満切り捨て）を助成します。ただし、限度額は7万円です。受診者は短期人間ドックの受診料金から助額を差し引いた金額を医療機関へ支払います。

●注意事項

①短期人間ドックのオプション等については助成の対象にならないものがあります。詳しくは国民健康保険課までお問合せください。
②受診日に富津市国民健康保険の資格がなく助成を受けた場合には、助成額分を富津市へ返還していただきます。助成申込後に富津市国民健康保険以外の健康保険に加入した方は、速やかに国民健康保険課へご連絡ください。
③同年度内に短期人間ドック費用助成と特定健康診査の両方を受けることはできません（重複受診が判明した場合、助成額分を富津市へ返還していただきます）。

●短期人間ドック費用助成制度契約医療機関一覧（令和5年3月31日現在）

医療機関名

- 君津中央病院
- 君津中央病院大佐和分院
- 亀田クリニック健康管理センター
- 亀田総合病院附属幕張クリニック
- 玄々堂君津病院
- 袖ケ浦さつき台病院健診センター
- かずさアカデミアクリニック
- 原田内科小児科医院
- たなかハートクリニック
- 三枝病院
- 鋸南病院
- 東病院
- 竹内医院
- 千葉脳神経外科病院
- IMS Me-Life クリニック千葉
- 竹内基クリニック
- よこすか内科小児科・はるこレディースクリニック

特定健康診査、若年健診、各種がん検診について
健康づくり課 ☎0439-80-1265

後期高齢者健康診査、短期人間ドックについて
国民健康保険課 ☎0439-80-1254